

川崎市高津区選挙管理委員会告示第22号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における川崎市高津区役所5階会議室の期日前投票所については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項に基づき、令和7年7月17日17時07分から閉鎖していましたが、閉鎖事由が解消されたことにより、同年同日19時44分から当該期日前投票所を開設します。

令和7年7月18日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三